

保護者の皆様へ

東京都立町田工業高等学校長
山之口 和宏
(公印省略)

学校感染症による出席停止について

師走の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。また平素は本校の教育活動に御理解御協力をいただきありがとうございます。

さて、学校においては、感染症の大規模な流行を防ぐために、医師により学校感染症にかかっていると診断された場合、学校保健安全法により出席停止の措置をとることとその期間が定められています。在学中に、感染症に感染した場合、本校では出席停止に関する手続きを下記のとおり行います。留意事項を記していますので、各御家庭におかれましても十分に御子様の健康管理に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 出席停止に関する手続きの流れ

医師の指示事項を保護者の方が記入した学校感染症による欠席届を登校時に提出することで登校を許可します。

①医師の診断を受ける。

②学校（担任 Tel 042-791-1035）に連絡し学校感染症に感染した事を連絡する。

③登校時に、保護者の方が「学校感染症による欠席届（登校許可書）」に記入したものを本人に持たせ、担任に提出する（医師によるサイン、押印などは不要です）。

※欠席届は、本校のHPからもダウンロードできます。名称は「学校感染症による欠席届」です。

2 留意事項

①病状によっては、医師の証明書を提出していただく場合がありますので御承知おきください。

授業の欠席を心配し、医師が指示した期間の前に登校してしまわないように、必ず医師の指示に従ってください。出席停止期間中は欠席扱いにはなりませんので、安心して静養してください。他人に感染させない為にも外出せずに自宅で静養し、登校の際は、医師の指示の出席停止期間をお守りくださるようお願いいたします。

②出席停止期間の基準

学校においては、大規模な流行を防ぐために、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準」をご確認下さい。

③予防について

予防のためにはこまめに手洗いうがいをし、十分に睡眠や栄養をとり、免疫力を高めることが大切です。ウイルスが体に入ってしまったとしても、免疫の力によってウイルスが体内で増殖しなければ発病はしません。また、適切な薬の服用により重症になることを避けることができます。感染症が疑われた場合は、早期の医師受診・薬の服用が大切となります。

本件に関するお問い合わせ

町田工業高等学校 Tel 042-791-1035(代)

養護教諭 尾形